

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例の改正

2 背景

少子高齢化や行政手続きのオンライン化の進展により、保健センターにおける窓口での対応業務は減少しています。一方で、相談内容は複雑・多様化し、自ら来所できない潜在的な要支援者への訪問支援の重要性が高まっています。

また、保健センターは、地域住民の健康を支える拠点として、健康相談や健診、家庭訪問などを行っており、こども家庭センターの母子保健機能を担っており、その役割が拡大しています。そのうえ、大規模災害・パンデミックなどの健康危機管理体制の強化も求められており、関係機関との迅速な情報共有と連携が不可欠です。

さらに、物価高騰による光熱費や維持管理費の増加を受け、令和7年3月に策定された「佐倉市公共施設再配置方針」に基づき、施設管理の効率化も急務となっています。

こうした状況を踏まえ、スキルの高い専門職の育成や機動的な訪問支援体制の構築、業務の質の向上及び施設管理の効率化を図るため、3か所ある保健センターのうち最も利用者数の少ない佐倉市南部保健センターの機能を、他の2か所に集約することとします。

これに伴い、本条例を改正する必要があります。

3 対応方針

(1) 本条例第3条の表中佐倉市南部保健センターの項を削除します。

(2) 本条例の改正規定は、令和8年4月1日から施行します。

4 政策内容

保健センターの機能を集約することで専門職の資質の向上や情報の集約が進み、迅速かつ効果的な保健活動の提供につながります。また、施設の維持管理にかかる費用の削減が可能となります。